

第3回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 1
平成31年3月20日	

眼の水晶体の等価線量限度について 第2回検討会の議論

第2回検討会の議論について

1. 意見具申に示された新たな眼の水晶体の等価線量限度を超える可能性が高い分野について

- 眼の水晶体の被ばく線量が年20mSvを超えるおそれのある分野は、東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業と一般医療である。
- 循環器内科、消化器内科、消化器外科、放射線診断科、整形外科の医師、内視鏡、外来に携わる看護師は眼の水晶体の等価線量が20mSv/年を超える割合が高い。

2. 意見具申に示された新たな眼の水晶体の等価線量限度への対応可能性について

- 廃炉作業においては、自主的取組により2019年度以降の自主管理値(50mSv/年、5年平均20mSv/年)をクリアできる。
- 防護眼鏡の遮蔽率は約60%、防護板の遮蔽率は約40%である。
- 医療分野においては、99.9%の医療従事者は対応可能である。

3. 意見具申どおり眼の水晶体の等価線量限度を見直すことについて

- ① 高度医療、救命救急等における被ばくと被ばく限度との関係については、議論が必要。
- ② 教育及び研修が重要であり、議論が必要。

意見具申どおり眼の水晶体の
等価線量限度を見直すこと
について